## 介護保険制度

## 現行

見直し後

[要介護1 付

保険給付

 $\bigcirc$ 

- 〇在宅サービス (訪問介護、通所介護等)
- ○施設サービス (特別養護老人ホーム等)
- ○地域密着型サービス

2.予防給付 [要支援

- Oショートステイ
- ○訪問看護 等

**〇訪問介護(ホームヘルプサービス)** 

〇通所介護(デイサービス)

事業 域支援

O介護予防事業

- ·一次予防事業
- ·二次予防事業

介護給付

「現行と同じ」

予 ,防給付

地域支援事業

新しい介護予防・日常 生活支援総合事業

(要支援1・2、それ以外 の者)

- 〇介護予防·生活支援 サービス事業
  - 訪問型サービス
  - •通所型サービス
  - 生活支援サービス



## 平成28年10月から高松市の介護保険事業が大きく変わり、「地域住民主体」のサービス提供ができるようになります!







生活支援コーディネーター

生活支援サービスや「通いの場」を 立ち上げるためのお手伝いをします!



